

矢巾町定例記者会見

日 時：令和2年5月12日（火）
午前9時～午前9時30分
場 所：役場4階大会議室

【内容】

- 1 特別定額給付金の給付について
（町民環境課）
- 2 子育て世帯への臨時特別給付金の給付について
（子ども課）
- 3 矢巾町国民健康保険被保険者（被用者等）に対する新型コロナウイルス感染症傷病手当金の支給について
（健康長寿課）
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策について
（産業観光課）
- 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための観光事業の中止について
（産業観光課）
- 6 ごみの持ち込みについて
（盛岡・紫波地区環境施設組合）

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 1

発 表 日 時	令和2年5月12日（火）午前9時から
案 件 名	特別定額給付金の給付について
所 管 部 署	町民環境課 特別定額給付金室 担当者 民部田 一成
発表要旨	
<p>「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、本町においても感染症拡大のリスクを最小限に抑えつつ、全ての町民に迅速に給付金を給付するため、人と人との接触が少ない申請方法により事業を開始しております。</p> <p>① 郵送している申請書に必要事項を記入・押印し、本人確認書類と口座確認書類を貼り付け、返信用封筒にてご返送いただく方法</p> <p>② マイナンバーを活用したオンライン申請による方法</p> <p>役場窓口での申請は感染症被害防止の観点から原則行いません。 なお、申請書については5月8日（金）に全戸発送しております。</p> <p>※詳細は別紙のとおり。</p>	

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 2

発表日時	令和2年5月12日（火）午前9時から
案件名	子育て世帯への臨時特別給付金の給付について
所管部署	子ども課 子育て家庭支援係 担当者 沼田光徳

発表要旨

令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」におきまして、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童1人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する」とこととされました。

これを受けまして、矢巾町におきましても支給対象者の皆様に本給付金の支給を令和2年5月から順次行う予定です。

給付対象の方への通知は5月1日（金）に発送しており、受給を希望されない方については、5月15日（金）までに受給拒否の届出書をご提出いただくようご案内しております。

支給日につきましては、5月末を予定しております。

※詳細は別紙のとおり。

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 3

発表日時	令和2年5月12日（火）午前9時から
案件名	矢巾町国民健康保険被保険者（被用者等）に対する新型コロナウイルス感染症傷病手当金の支給について
所管部署	健康長寿課 医療給付係 担当者 伊藤 めぐみ

発表要旨

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」を受けて、感染拡大防止の観点から、給与等の支払いを受けている矢巾町国民健康保険被保険者（被用者）に対する傷病手当金を支給します。

※詳細は別紙のとおり。

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 4

発表日時	令和2年5月12日（火）午前9時から
案件名	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策について
所管部署	産業観光課 商工振興係 担当者 宮 麗子

発表要旨

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う矢巾町の緊急経済対策として、下記のとおり実施します。

記

① 地域企業経営継続支援事業補助【家賃補助】

- ・ 50%以上売上減少した事業主（業種指定あり）への家賃補助（県・町事業）
- ・ 30%以上売上減少した事業主（業種指定なし）への家賃補助（町単独事業）

② 緊急雇用助成事業補助（県・町事業）

国の雇用調整助成金を利用し、雇用を維持した事業主に対しての事業主負担分の補助

③ 資金貸付金の利子・保証料補給（町単独事業）

県融資制度（岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金）利用者への補給

④ 勤労者の生活援助資金貸付事業（町単独事業）

新たな融資制度の創設及び利子補給

⑤ 国産農産物生産拡大事業（町単独事業）

不作付地の作付推進による農業者の所得向上を目指す

⑥ 農畜産物消費者 PR 事業（町単独事業）

牛肉や花きなど需要が減少している町内農畜産物を消費者へ PR

※詳細は別紙のとおり

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 5

発表日時	令和2年5月12日（火）午前9時から
案件名	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための観光事業の中止について
所管部署	産業観光課 観光振興係 担当者 阿部 麻美

発表要旨

新型コロナウイルスの感染防止の観点から今年度9月までの観光に関わる各種事業について、下記のとおりと中止変更といたしました。

記

- ① 南昌山山開き（例年、6月第1日曜日に実施）
中止決定
（安全祈願については、観光協会ほか関係者で実施。）
- ② 盛岡南部チャグチャグ馬コ前祝祭（例年、6月第2週月曜日に実施）
中止決定
（6月13日（土）のチャグチャグ馬コ行進の中止決定を受け、関連事業を中止。）
- ③ 矢巾町夏まつり（例年、7月中旬に実施）
中止予定
（矢巾町夏まつり実行委員会にて書面議決により5月18日（月）までに決定。）
- ④ 煙山ひまわりパークのひまわり栽培（例年、8月のお盆期間中に見ごろ）
栽培及びイベントを中止決定
（昨年度は県内外から25,000人が来場し、町の観光スポットとして定着している。
今年度は、コロナウイルスの感染防止の観点から誘客を伴う取組みはふさわしくないと判断し、栽培及びイベントの実施を中止。なお、これまで地内の雑草対策や地質改善が懸案事項だったことから、これらに対応する整備を行う。）

矢巾町定例記者会見発表事項概要書

No. 6

発表日時	令和2年5月12日（火）午前9時から
案件名	ごみの持ち込みについて
所管部署	盛岡・紫波地区環境施設組合事務局 担当者 水 沼 秀 之

発表要旨

全国的な傾向として、ごみの量が増加しています。

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所では、5月1～6日の5営業日だけで、次のような増加がみられました。

○重量ベースでは、102.2t、114.7%の増。台数ベースでは、288台、116.2%の増。

3市町 合計	重量ベース				台数ベース			
	R1	R2	増減	前年比	R1	R2	増減	前年比
委託収集	438.8t	524.6t	85.8t	119.5%	372台	400台	28台	107.5%
許可・一般	257.8t	273.7t	15.9t	106.2%	1,406台	1,660台	254台	118.1%
公共	0.3t	0.7t	0.5t	256.7%	1台	7台	6台	700.0%
計	696.9t	799.0t	102.2t	114.7%	1,779台	2,067台	288台	116.2%

※R2/5/4には、許可・一般が74ト、415台を記録。これは歳末並みの数値。

○うち矢巾町分については、重量ベースでは委託収集が134.0%の増、台数ベースでは許可・一般が150.4%の増となっています。上記の期間中は受付検量棟が非常に混み合いました。

矢巾町 のみ	重量ベース				台数ベース			
	R1	R2	増減	前年比	R1	R2	増減	前年比
委託収集	93.9t	125.8t	31.9t	134.0%	88台	93台	5台	105.7%
許可・一般	78.2t	89.2t	11.0t	114.1%	387台	582台	195台	150.4%
公共	0.0t	0.6t	0.6t	皆増	0台	5台	5台	皆増
計	172.1t	215.6t	43.5t	125.3%	475台	680台	205台	143.2%

2市町に比べ増加量が多くなっており、内訳としては、各家庭から集積所に出されたごみが1.3倍に、町民が直接清掃センターに持ち込んだごみが1.5倍に増えています。

原因としては、全国的な外出自粛により連休中にご家庭の大掃除に取り組んだご家庭が多かったことが考えられます。

今後も一般家庭のごみを直接清掃センターに持ち込む傾向が続きますと、正常な業務の妨げとなる可能性がありますので、可能な限り直接持ち込みを避けていただきますようお願いいたします。

主イベント

【お知らせ】

5月中旬から6月中旬までの主なスケジュール

- | | | |
|----|--------|-----------------------------------|
| 6月 | 2日 (火) | 矢巾町議会定例会 6月会議 (予定)
(午前10時～ 議場) |
| | 9日 (火) | 6月定例記者会見
(午前9時～ 役場4階大会議室) |

※イベントの詳細については、直接、担当課にお問い合わせください。

特別定額給付金申請書送付のご案内

矢中町長 高橋 昌造

この案内は令和2年4月27日時点で矢中町に住民登録をしている方（世帯）へ送付しております。

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、市区町村を事業の実施主体とする特別定額給付金事業の実施が決定しました。本町においても、感染症拡大のリスクを最小限に抑えつつ、全ての町民に可能な限り迅速に給付金を給付するため、人と人との接触が少ない申請方法で、下記により事業を実施しますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、記入方法等については裏面をご確認ください。

記

- 1 特別定額給付金とは
感染症拡大防止に留意しつつ、迅速に家計への支援を行うものです。
- 2 給付対象者
基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に登録されている方
- 3 受給権者（申請・受給ができる方）
住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主
- 4 給付額
給付対象者1人につき10万円
- 5 申請手続きの方法
同封している申請書左側に必要事項を記入・押印し、右側に申請者の本人確認書類と口座確認書類等を貼り付け、返信用封筒にて郵送してください。
なお、オンラインによる申請については本紙右側のページをご覧ください。
- 6 申請期限
令和2年8月11日（火）まで

オンライン申請も可能です

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面において、振込先口座等を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）で手続きすることも可能です。

オンラインによる申請が済んでいる方（世帯）については、今回送付した用紙での申請は不要となりますのでご注意ください。



マイナポータル
QRコード

！給付金詐欺にご注意ください！

- 特別定額給付金の申請手続きのため、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 特別定額給付金の申請手続きのため、手数料の振込みを求めることは絶対にありません。
- 矢中町や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便・メールが届いたら最寄りの警察または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

【特別定額給付金に関するお問い合わせ】

- 総務省給付金コールセンター
☎ 03-5638-5855（平日9：00～18：30）
- 矢中町役場特別定額給付金室
☎ 019-697-2111（代表）
（平日8：30～17：15）

特別定額給付金 申請に当たっての注意点 申請書記入のポイント

申請する皆様への重要なお願い

感染症被害や詐欺窃盗被害等のリスクを最小にし、かつ迅速に支給するためには、『郵送申請による口座への振込』が最も確実な方法です。申請前に以下の点にご理解をお願いいたします。

- ① 感染症被害を防ぐため、役場窓口での申請受付は原則として行いません。本紙記入例を参考に記入いただき、郵送により申請書等を送付してください。
- ② 詐欺窃盗被害等を未然に防ぐため、現金での給付は原則として行いません。口座振込を選択してください。
- ③ 様々な事情により役場窓口での申請・現金給付を希望した場合、郵送による口座振込の手続きと比較し、1カ月程度給付が遅くなります。

令和2年5月
矢中町

特別定額給付金申請書

申請日 令和〇年〇月〇日

岩手県 矢巾町長 殿

市区町村 受付印

世帯主(申請・受給者) (フリガナ) 氏名 矢巾 太郎 印

生年月日 60年10月1日

住所 矢巾町南矢幅13-123

電話番号 090-0000-0000

※記名押印に代え署名することができます。

記入例

給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください)

No.	氏名	続柄	摘要	生年月日	特別定額給付金を希望されない方につきましては、以下のチェック欄(□)に×印をご記入ください
世帯主	矢巾 太郎	世帯主		明治・大正・昭和・平成・令和 60年10月1日	<input type="checkbox"/>
1	矢巾 ひまわり	妻		明治・大正・昭和・平成・令和 2年4月1日	<input type="checkbox"/>
2	矢巾 一郎	子		明治・大正・昭和・平成・令和 元年8月8日	<input type="checkbox"/>
3				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>
4				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>
5				明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>

いずれか1つに口座情報を記入してください。

受取口座(希望する口座) 水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座

金融機関名 支店名 分類 口座番号 口座名義

やはば 2金庫 3信組 4信連 やはば 本支店 出張所 普通 0123456 ヤハバ タロウ 矢巾 太郎

ゆうちょ銀行 通帳記号 通帳番号 口座名義

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。

代理申請(受給)を行う場合

代理人氏名 代理人住所 代理人生年月日

申請者との関係 代理人住所 代理人生年月日

申請・請求 受給 申請・請求及び受給

よく見て!書き忘れていませんか

①日付 ②ハンコ(押印) ③住所・電話番号 ④口座記入

申請者本人確認書類写し貼り付け

・運転免許証のコピー ・マイナンバーカードのコピー ・健康保険証のコピー ・年金手帳のコピー 等

代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

氏名、生年月日、現住所がはっきりコピーされていますか?

振込先金融機関口座確認書類写し貼り付け

通帳(口座名義人カナ氏名が書かれている部分)のコピーまたはキャッシュカードのコピー 等

金融機関、口座番号、カナ氏名名義人がはっきりコピーされていますか?

再度見て!貼り忘れていませんか?

⑤本人確認書類 ⑥口座確認書類

- チェックリスト
- (以下の項目について必ずご確認の上、確認後はチェック欄(□)にレを入れてください。)
- ①ご記入いただいた項目に記載漏れや記載誤りがないか、再度ご確認ください。
 - ②ご記入いただいた口座情報と添付した通帳のコピーの番号が一致していることをご確認ください。
 - ③添付資料に漏れがないかご確認ください。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

※希望しない場合等は、5月15日までに申出書を郵送又は窓口までご持参ください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、5月から支給します。以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

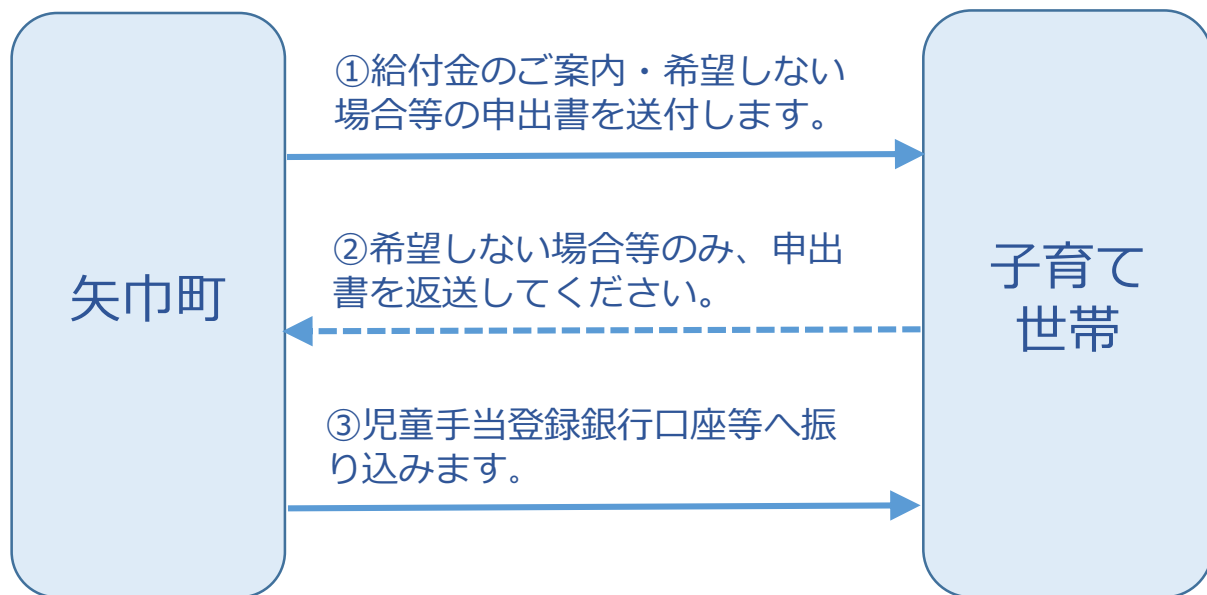
※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、矢巾町教育委員会事務局子ども課までお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。

矢巾町では、5月末までに支給する見込みです。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、矢巾町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは



矢巾町「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

矢巾町教育委員会事務局子ども課

電話：019（611）2772、2773

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに矢巾町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに矢巾町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

矢巾町国民健康保険 新型コロナウイルス感染症傷病手当金の支給について

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」を受けて、次の支給要件を満たす矢巾町国民健康保険加入者の方に、傷病手当金を支給します。

1 対象者

次の全ての項目に該当する方が対象となります。

- ・ 矢巾町国民健康保険の被保険者であること。
- ・ 被用者（勤務先から給与の支払いを受けている方）であること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間がある方。
- ・ 労務に服することができない期間について、給与の全部又は一部の支払いを受けられない方。

2 支給対象となる日

令和2年1月1日から9月30日までの間で、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。

※ 支給期間は最長1年6か月までとなります。

3 支給額

支給額は下記のとおり計算します。

$$\text{支給額} = (\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times (\text{労務に服することができない期間の日数} - \text{3日間})$$

※ 給与の一部の支払いを受けることができる方で、その受けることができる給与等の額が上記の計算式による支給額よりも少ない場合は、その差額を支給します。

4 申請方法

以下の①から⑧をお持ちの上、健康長寿課医療給付係にて申請してください。郵送による申請も可能です。

- ① 国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）
- ② 国民健康保険傷病手当金支給申請書 別紙1（被保険者記入用）
- ③ 国民健康保険傷病手当金支給申請書 別紙2（事業主記入用）
※勤務先に作成を依頼してください。
- ④ 国民健康保険傷病手当金支給申請書 別紙3（医療機関記入用）
※感染又は感染の疑いで受診された医療機関に作成を依頼してください。自宅待機等により医療機関を受診されなかった場合は提出不要ですが、②の事業主記入欄に事業主の証明が必要です。
- ⑤ 被保険者証（世帯主）の写し
- ⑥ 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の写し
- ⑦ 振込先口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し
- ⑧ 印鑑

【お問い合わせ】矢巾町健康長寿課 医療給付係

〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅 14-78

TEL 019-611-2823

【矢巾町産業観光課：令和2年5月1日】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

緊急経済対策について

矢巾町産業観光課では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策として、次の取り組みを実施します(5月1日矢巾町議会5月会議により議決済)。

事業者向け

●地域企業経営継続支援事業補助金

1 【県・町】事業者への家賃補助事業（売上が▲50%以上、業種指定あり）

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者の皆様に対して、事業継続を下支えするため、矢巾町及び岩手県が連携して独自の支援策として家賃補助を行う。

(2) 対象者及び条件等

中小企業者のうち従業員50人以下の小売業、飲食業、宿泊業及びサービス業を営む者であって、①または②に該当するもの。

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が50%以上減少した町内事業者
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に応じて休業した事業者であって、今後、売上の50%以上減少が見込まれる町内事業者

(3) 補助率等

補助対象者が支払う家賃の1/2以内

(ただし、補助上限は一月あたり10万円とする。)

※対象となる家賃は、賃貸借契約で決められた固定賃料(水道光熱費等の変動経費は含まない。)

(4) 補助対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日(3か月間)

(1事業者あたり最大30万円まで可能)

(5) 補正予算計上額

①歳入(15款 県支出金) 4,500千円

・歳出事業費の1/2を計上

②歳出(5款 労働費 中小企業支援事業) 9,000千円

・家賃に対する50千円補助(3か月分)を20件 (テナント入居者を想定)

・家賃に対する100千円補助(3か月分)を20件 (戸建て賃貸事務所を想定)

事業者向け

2 【町単独】事業者への家賃補助事業（売上が▲30%以上、業種指定なし）

（1）概要

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者の皆様に対して、事業継続を下支えするため、矢巾町独自の支援策として家賃補助を行う。

（2）対象者及び条件等

町内に住所を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主であって、①または②に該当するもの。

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が30%以上減少した町内事業者
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に応じて休業した事業者であって、今後、売上の30%以上減少が見込まれる町内事業者

（3）補助率等

補助対象者が支払う家賃の1/2以内

（ただし、補助上限は一月あたり5万円とする。）

※対象となる家賃は、賃貸借契約で決められた固定賃料（水道光熱費等の変動経費は含まない。）

（4）補助対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日（3か月間）

（1事業者あたり最大15万円まで可能）

（5）補正予算計上額

①歳入 一般財源

②歳出（5款 労働費 中小企業支援事業）12,000千円

- ・家賃に対する25千円補助（3か月分）を40件（テナント入居者を想定）
- ・家賃に対する50千円補助（3か月分）を60件（戸建て賃貸事務所を想定）

※ 必要提出書類

- ①賃貸借契約書（写し）及び家賃の領収書（写し）（通帳の写し可）
- ②直近月の売上と前年同月の売上が分かる書類
（他の同様の申請手続きを行っている場合は、その書類の写し）

事業者向け

●【県・町連携】緊急雇用助成事業費補助金

(雇用調整助成金の一部補助)

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業が、国の雇用調整助成金を活用して休業手当、賃金等を支給し従業員の雇用の維持を図った場合に、事業主が負担する経費に対して矢巾町及び岩手県が連携してその経費の一部を補助するもの。

(2) 対象者及び条件等

国の雇用調整助成金を活用し、かつ、解雇等をしなかった中小企業の事業主。

(3) 補助率等

事業主が負担する1/10相当額の補助

(ただし、一人1日あたりの補助額は、休業手当等(基準賃金額)の1/10又は925円のいずれか低い額とする。)

(4) 補助対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日(3か月間)

(5) 補正予算計上額

①歳入(15款 県支出金) 1,457千円

・歳出事業費の1/2を計上

②歳出(5款 労働費 雇用安定化対策事業) 2,914千円

・上限額の3か月分として50件を計上

※ 必要提出書類

①労働局(職業安定所)からの支給決定通知書

②補助金申請書

事業者向け

●【町単独】資金貸付金の利子等補給事業

(利子・保証料に対する補助)

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者の資金繰りを支援するため、県制度融資への保証料全額及び利子3年分を全額補給するもの。

(2) 対象者及び条件等

新型コロナウイルス感染症関連県の制度融資を受ける中小企業・小規模事業者・個人事業者（ただし、国の保証料及び利子補給の対象となる部分は除く）。

(3) 補助率等

保証料全額及び利子3年分を全額補給（返済期間は最長10年間）

(4) 補助対象期間

借入する期間内

(5) 補正予算計上額

①歳入 一般財源

②歳出(7款 商工費 中小企業振興資金貸付事業) 14,980千円

・利子（年1.4%） 11,420千円

・保証料（年0.4%） 3,560千円

勤労者向け

●【町単独】勤労者の生活援助資金貸付事業

(実質無利子による貸付制度)

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している勤労者世帯に対して、生活の安定と向上を図るため、無利子での生活援助資金(上限50万円)の貸付制度。

(2) 対象者及び条件等

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、一時的に生計維持のための貸付を必要とする世帯。

(3) 補助率等

貸付額の上限は1件につき50万円、貸付利率のうち1.0%を利子補給

(4) 補助対象期間

令和2年5月中旬から令和3年3月31日

(5) 補正予算計上額

①歳入(20款 諸収入) 5,000千円

・勤労者生活安定資金預託金回収金(東北労働金庫)

②歳出(5款 労働費 融資貸付制度事業) 5,042千円

・勤労者生活安定資金利子補給金 42千円

・勤労者生活安定資金預託金(東北労働金庫) 5,000千円

農業者向け

1 【町単独】 国産農産物生産拡大事業（農業担い手支援事業の予算拡充）

（1）概要

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、食糧危機の観点もあり国内農産物の需要が高まっている。

不作付地の作付けを推進することにより、農業者の所得向上に期待すると共に、来年以降も引き続き作付けされることを期待する。

（2）対象者及び条件等

対象者：経営所得安定対策活用する集落営農組織、農業者等

条件：田及び畑地について、令和元年度不作付地で、令和2年度作付（出荷・販売を目的とするもの）を行った農地の面積を対象とする

（3）補助率等

5千円/10アール

（4）補助対象期間

令和2年度産農産物、概ね1月には経営所得安定対策関係事業の実績が出ることから、この実績面積を活用し、2月頃に既存予算の300万円と併せて助成する。

（5）補正予算計上額

①歳入 一般財源

②歳出(6款 農林水産業費 農業担い手支援事業 500千円)

$10\text{ha} \times 5\text{千円}/10\text{a} = 500\text{千円}$

※見込・・・自己保全48haのうち、15%→7.2ha+2毛作2.8ha=10ha

不足の場合は既存予算の3,000千円と併せて検討するなかで調整する。

農業者向け

2 【町単独】 農畜産物消費者PR事業

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、牛肉、花き、外食産業等の需要が減退していることから、これら農産物の消費拡大 不作付地の作付けを推進することにより、農業者の所得向上に期待すると共に、来年以降も引き続き作付けされることを期待する。

(2) 対象者及び条件等

JA部会のほか、民間組織団体等もしくは矢巾町が自ら企画・実施する、需要の低迷している町内農畜産物の消費拡大の取組みについて、区長配布等を通じたチラシの配布によりPRし支援する。

(3) 補助率等

(4) 補助対象期間

予算成立～年度末

(5) 補正予算計上額

①歳入 一般財源

②歳出(6款 農林水産業費 農産物消費者PR事業 100千円)

消耗品費